

第四十回 参議院建設委員会會議録第二十三号

(三三四)

昭和三十七年四月十七日(火曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

四月十三日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

四月十四日委員木村篤太郎君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君を議長において指名した。

本日委員武内五郎君辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大河原 次君
理事 徳永 正利君
村上 春蔵君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
太田 正孝君
小山邦太郎君
米田 正文君
内村 清次君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

衆議院議員

衆議院議員 相川 勝六君

政府委員

首都圏整備委員 水野 岑君
員会事務局局長

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国土調査促進特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大河原 次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

皆さんに申し上げますが、本委員会に予備審査のため付託されておりました国土調査促進特別措置法案は、去る十三日提案者が撤回されました。新たに相川勝六君ほか、五名提出の国土調査促進特別措置法案が本委員会に予備付託されましたので、初めに本法案を議題といたします。

まず提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(相川勝六君) ただいま議題となりました国土調査促進特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本法案はさきに提出いたしました国土調査促進特別措置法案を撤回いたしました。新たに自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案として提案いたしましたものでございます。

わが国経済の伸長発展と民生の安定向上をはかることは、国策の基調をなすものでありまして、これがためにはまず、国土の実態を的確に把握し、これが開発保全と効率的利用に資するこ

とが前提的要素であるといわねばなりません。

政府はここにかんがみまして、昭和二十五年衆議院の決議にこたえ、去る同二十六年国土調査法を制定し、事業の本格的実施推進をはかることとしたのであります。

さらにまた、特に本事業の基本となる地籍調査の促進につきましては、昭和三十三年、同法の一部を改正いたしました。特定計画の確立並びに事業実施に伴う国庫補助率の引き上げを行なう等の措置を講じたのであります。

次いで昭和三十三年、衆議院においてあらためて国土調査推進に関する決議を上程し、満場一致これを可決いたしました。

しかるに願ってはおもひ通りに、本事業は調査法制定以来今日すでに十年をけみするにもかかわらず、業績遅々として進まず、なかんずく、最も緊急を要する特定計画に基づく事業においてすら、五カ年間にわたるわずかの計画量の割にすぎない実情であります。

かのごとくして遂行せんか、本事業の完成はまさしく百年河清をまつものではなく、晩近のわが国経済諸情勢の急速度の進展に比し牛歩遅々たる著しい立ちおくれを余儀なくいたしているものであります。

特に、さきには農業基本法、低開発地域工業開発促進法、さらにまた、目下衆議院において審議中の新産業都市建設促進法等一連の経済立法の制定に伴い、農業構造の改善、適地適産による産業立地の適正化等緊急の課題に即

応いたしました。土地の質実態を科学的、かつ総合的に把握する土地分類調査の必要性がますます重きを加えてまいりました。

まいりましたにもかかわらず、この種の分類調査が、いまだに机上の試験的段階にとどまり、調査法に基づく準則規程すらなおいまだ成案を得ざることはまことに心外のきわみといわねばなりません。

かくのごとき客観諸情勢の推移動向にかんがみまして、これにより昭和三十三年以降、十カ年計画を確立するとともに、これに必要な行政財政上その他特段の緊急措置を講ぜんとするものであります。

以上が本法案を提案する理由であります。次に本法案について若干の説明を申し上げます。

すなわち、まず第一に、本法案の目的とするところは、国土の効率的な開発利用に資するため、緊急かつ計画的に国土調査事業の実施推進をはからんとするものであります。

第二に、この法律にいう国土調査事業の定義を規定しているものであります。この法律に基づく事業の内容は、地籍調査の基礎となる基準点の測量、土地分類調査の基準決定等国の機関が行なう基本調査と、これを基礎とした良区を行なう細部調査との二建てといたしております。

第三に、国土調査事業十カ年計画の策定について規定いたしました。すなわち、十カ年計画は、国土の総合的な

開発、低開発地域における工業開発、農地利用の高度化等、当面緊要な施策を講ずる区域において所要の調査を行なうこととしたとして、昭和三十八年度以降十カ年を目標として、実施すべき事業量を明らかにすることとしたしております。

計画決定の系統といたしましては、内閣総理大臣が、国土総合開発審議会並びに関係都道府県の意見を聞き、さらに関係行政機関の長に協議して計画案を作成し、特に閣議の決定を求めるべきものといたしました。

なお、土地分類細部調査にありましては、これが前提となる基本的地籍調査の進行と相俟って、逐次緊急を要する地域について選択的調査に限定いたしました。

第四は、十カ年計画に基づく、国土調査事業の実施について、この法律において特に定めるものは、国土調査法の規定の適用がある旨を規定いたしております。

最後に、国土調査の実施を促進するため行政上特段の措置を必要とするにかんがみまして、政府においてこれを行なうことを規定いたしました。

なお、本法は、公布の日からこれを実施することといたしております。

以上が本法案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原 次君) 御苦労さまでした。本案につきましては本日の審

査は、この程度にいたしたいと存じます。

○委員長(大河原一孝君) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 初めに、首都圏市街地開発区域整備法についてお伺いをしたいと思います。

この今回の市街地開発区域整備法の改正は、工業団地の造成ということが主眼点になっているようでありますが、この工業団地の造成についての改正を行なうに至った経過、それからこの市街地開発区域整備法が今までどのように適用され、活用されてきたか、第一に、市街地開発区域の整備のために、事業計画に基づいて地方公共団体が実施する土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業に対して、国が必要な資金の確保その他の援助に努めるというふうに第一になっております。

第二に、地方公共団体または日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合、関係行政機関はその宅地造成事業が円滑に遂行されるように配慮を行なう。その具体的な事例についてどのような配慮を行なったか、というような点についてお伺いしたいわけですが、

さらに、首都圏整備委員会が市街地開発区域の発展に寄与するための鉄道、軌道の新設を行なおうとする者に

対し、また市街地開発区域内に整備計画に照らして定める工場を新設、増設しようとする者に對して、その建設資金のあつせんに努めること、というような具体的な例についてお伺いしたいのです。

○政府委員(水野孝君) 御指摘になりました第一点でございますが、この改正法案を提案するに至りました経過と申しますか、その点でございますが、この市街地開発区域は、現在三十二年からこれが建設に着工いたしておりまして、建設着工中の地区が十六地区に及んでおります。この十六地区におきまして中核をなす工業団地の造成事業の状況を見てみますと、私も第一に困っておりますのは、工業団地の取得につきまして、地元の土地所有者等に対しまして、これが御協力をお願いいたしまして、土地を提供していただくというようなことが第一の仕事になるわけでございまして、大部分の土地所有者の方は、この市街地開発区域の意義、工業団地造成事業の緊要性というようなことをよく御認識いただいておりますが、御協力いただいておりますが、ごく一部の方は、なかなかその趣旨に沿っていただけないというようなことで、現在、用地買収を始めてから、用地がまとまりますのが三年程度も要しているのが現状でございます。それからまた、どうしても一部のの方は土地を提供していただくことに賛成なさらないということ、やむなく事業計画を一部変更いたしました、賛成者だけの土地につきまして、区画整理手法によりましてこれをまとめ上げるといふようなことをやっているのが実情でございます。そういう

しますと、区画整理でまとめますのに、どうしても二年は期間を要するといふようなことでございまして、用地買収を始めましてから大体この用地がまとまりますのが平均いたしまして五年、早くても四年を要するといったような現状になっておりまして、東京へ御承知のように人口や産業が集中して、これを分散しなければならぬという人口分散のベースにあわせましてこの工業団地の造成をやっていく、そして市街地開発区域の育成発展ということが、どうしても人口分散のベースに合わないといふような実情になっているのでございます。

それから工業団地の造成事業を、住宅公団なり県と地元の市町村の一部事務組合という公共的な機関が実施をいたすのでございまして、住宅地のほうは一団地の住宅経営事業というところで、土地収用権が現在働いておりますので、同じ公共的な機関が一団地の住宅経営事業をやられると同時に、工業団地の造成事業をやられるのでございまして、その場合に、住宅地のほうは土地収用権がありますために、譲渡所得税が軽減される。ところが工業団地のほうは、同じ事業主体、公共的な機関がやりまして、譲渡所得税が軽減されないうようなことで、地元からそれが不均衡であるといふような非常に強い要望が出ていますのでございまして。今申しましたような実情にかんがみまして、工業団地造成事業を適正にかつ円滑にこれを遂行する必要がある、こういうことで、これが主たる理由でございます。そして、そういうことで今回の首都圏市街地開発区域整備法の一部改正案を提案したような次第でございます。

それからなおこの提案の理由にもございまして、工業団地造成事業によりまして造成されました工場敷地等につきまして、これが適正な管理処分を期していく必要があるでございまして、そういうような管理処分につきまして、今現在法律の規定が不備でございますので、そういうような点につきまして、今回十分規定をしていく、こういうようなことも本改正案を提案するよう一つの理由でございます。

それから第二の、今日まで市街地開発区域の育成発展につきまして、どのように具体的に実施をしておるかという御質問でございますが、まずこの工業団地の造成につきましては、住宅公団と地元の県及び市町村で地方自治法による一部事務組合を結成せしめまして、この両者にそれぞれ事業を分担せしめまして、これに工業団地の造成事業を実施せしめていくのでございまして。そこでこの住宅公団につきましては必要な財政投融資を確保していき、それから県市の一部事務組合につきましましては起債を確保するということが実施をしております。大体これまでに一地区二十万坪程度の工業団地の造成を実施せしめて参りましたが、最近になりましてもっと大規模にこの工業団地の造成をするのが適当であるという考え方をもちまして、最近になりましては五、六十万坪というような工業団地の造成を、今申しました住宅公団なり県市の一部事務組合に実施せしめておるといふような実情でございます。

それから現行の市街地開発区域整備法におきまして、宅地の造成につきまして、関係行政機関の長が適切な配慮を行なうんだという規定がございまして、この宅地の造成について適切な配慮を行なうということに基づきまして、私どものほうと農林省と建設省と三者間におきまして、各市街地開発区域ごとに土地利用計画を作成する、この土地利用計画におきましては、市街地開発区域と農林区域とこの各市街地開発区域を分類をいたしまして、この市街地開発区域と申しますのは、今後市街化を積極的に進める地域でございます。この市街化区域の中に工業団地をどこに設ける、住宅団地をどこに設けるといふようなことを計画するのでございます。そういうような各市街地開発区域ごとに、土地利用計画というものを事前に三者間におきまして相談をいたしましてこの計画を立てていく、したがって、事前にそういうふうな土地利用計画が各市街地開発区域ごとに定められるということになりまして、その土地利用計画は三者間で相談してきめたのでございまして、農林省におきましては、農地法の運営におきまして適切な考慮を払って円滑に処理していく、それから建設省におきましては、土地区画整理とかそういうような措置によりまして適切な考慮を払っていき、こういうようなことを実施して参っておりますのであります。

それから御指摘のございました鉄道軌道の問題でございますが、御案内のとおり首都圏内の市街地開発区域と申しますのは、非常に重要でございまして、この交通施設を整備するといふようなことが非常に重要でございまして、主

としてやはり道路の整備ということが重要なこととございまして、鉄道軌道という問題になりますと、団地内の鉄道引き込み線の問題でございまして、か、そういうようなことの程度にとどまる事例が多いのでありますが、ただ一部の市街地開発区域におきましては、市街地開発区域の育成発展のために新たに新線を建設する必要がある、こういうような事例もございまして、たとえば相模原というようにそこにおきまして、そういう鉄道の新線建設という問題が起こっております、そういう問題につきましては、私のほうでいろいろ目下お世話を申し上げておるようなわけで、関係方面にいろいろ協力をお願いしておるような状況でございまして。

それからこの工場に對しまして、その設備資金、工場の建設資金等に対しては、資金の融通あつせんに努めるといふことでございまして、これは主として中小工場につきましては、東京から移転をする、したがっていろいろ建設資金につきまして金融措置が円滑にいかない、そういう場合に、いろいろお世話をします、こういうような趣旨でございまして、これは東京都庁とも連絡をとりまして、商工組合中央金庫等と連携をとりまして、これが資金のあつせんに努めるといふようなこともやっております。以上申しましたように、現在工業団地の造成事業を中核として、市街地開発区域の育成発展をはかつての現状でございまして、この工業団地造成事業におきまして、何といひしても、この工業団地の用地買収に非常に時間がかかる、それからごく一部の反対者

のために、どうしても事業計画の一部変更、区画整理手法によらざるを得ない、そういうようなことで、非常な時間を要するといふような関係になっておりまして、本改正案に規定されておりますような、工業団地造成事業に對するいろいろな権限の付与、それから造成された工場敷地等に對する管理監督を適正にする、こういうことが非常に必要であるといふふうに考えているものでございまして。

○小平芳平君 たいだいまの御説明でたいへんはつきりしたように思いますが、初めに過去の実績についてでございますが、住宅公団工業団地造成状況という資料と、それから市街地開発区域事務組合ですか、住宅公団と事務組合の造成状況についての資料をいたしているわけですが、この点についてはどうでしょうか。やはり問題点は、用地買収が最大の問題点であつて、資金のほうについてはその問題がなかったのでしょうか。

○政府委員(水野孝君) 現在までの状況におきましては、資金の点では、首都圏整備委員会のはうで中に入りまして、自治省なり大蔵省のほうへ、私どものほうで計画を作つて交渉をする、こういうことで、大体比較的順調に資金のほうは手当てがついていっているといふふうに考えております。

○小平芳平君 首都圏の整備計画としては、過去の五、六十万坪程度のものでは非常に不足しているとお考えか、それともまあ過去数年においてこの程度の進捗があれば、まあまあという段階といふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(水野孝君) 別途参考資料としてお配りしております表の中にございまして、東京都の二十三区内における現在の工場が、最近非常に分散傾向が出て参りまして、その移転あるいは拡張部門を取りやめて、外へ出ていき、こういうような工場が非常に大きな数にのほつておりまして、その所要坪数も約一千万坪に近いものになるのではないかと推計される状態でございます。そこで、そういうような情勢を考えますと、しかもこの現在区内にある工場のそういう移転なり拡張用地を、区部外に地域において求めるという希望年次でございまして、希望年次はおよそ四十年までにはほしいと、こういうような非常に強い必要があるものでございまして、そういうような情勢を考えますと、できるだけすみやかに、首都圏の市街地開発区域におきましては大団地を造成する、しかも市街地開発区域の数をふやしていく、こういう必要性が多分にあるといふふうに考えております。

のわずかの工業団地が造成されたといふような感じではないでしょうか。もと、希望の一千万坪は大きいにしても、もう少し根本的に進められていかなくては、現在までの実績から見ればほんのわずかの役目しか果たしてないといふようなお感じはありませんか。要するに首都圏整備計画そのものが根本的に練り直されたいことには、行き詰まるばかりではないかといふようなことはありますか。

○政府委員(水野孝君) 現在、先ほど御説明申し上げましたように、工業衛星都市の建設に着手しておりますのは十六地区もございまして、この十六地区における工業団地造成事業が、私どもの予定、計画どおり進捗いたしますれば、相当工場の分散傾向に對応いたします、非常に効果をあげておるはずであるといふふうに考えておるのでございまして、ただ先ほど申しましたように、十六地区の工業団地造成事業が非常に用地買収に長期間を要する、そういうようなことで順繰りにおくれているといふような現状でございまして、現在におきましては、遺憾ながらこの東京二十三区内の工場の分散傾向のペースに合致して、この市街地開発区域の育成をはかることができないといふような現状になっております。そこで先ほど申しましたように、今後この市街地開発区域整備法の一部改正案がもし制定になりますれば、工業団地造成事業も非常に迅速に、適正に行なわれるといふようなことになりまして、先ほど私が御説明申し上げましたように、市街地開発区域の数も今後ふやしていく、それから工業団地造成事業の規模ももう少し拡大する、こういうよ

うな措置をとりますれば、人口分散のペースに合致して、この市街地開発区域の育成発展が期せられる、といふふうに考えておる次第でございまして。

○小平芳平君 この改正案が成立した場合に、先ほどの御説明では工業団地の造成に三年、五年かかるという御説明だったわけですが、この法律に基づいて進められるようになれば、どのくらい早くなるでしょうか。地主さんの立場からいろいろの問題が出てくると思ひますが、普通に考えてどのくらい……。

○政府委員(水野孝君) 先ほど御説明申し上げましたように、現状におきましては、用地の買収を始めましてから一通りまとまりますのには、五、六年を要するのでございまして、この法案が通りますればその半分程度には短縮できると、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 それから特に中小企業の分散に對しては、設備資金その他資金の融通のあつせんに、東京都庁のほうを通じてやっているとのお話でしたが、これはどのくらい今まで行なわれているのでしょうか。資料がございましたら御指摘願へば……。

○政府委員(水野孝君) 現在中小企業に對する資金の融通あつせんに具体的に行なっているケースは、実は非常に少ないのでございまして、前回の当委員会におきまして私が御説明申し上げたと思ひますが、東京にありまして、商工組合が宇都宮工業団地に移転する、こういうような場合におきましては、商工中金に對して、いろいろ資金のあつせんをするといふようなことが行なわれているわけではござい

すが、この前も御説明申し上げたと思ひますが、今後は中小企業者が組合を結成いたしまして、団結の力によつて東京から分散をして、新しい区域にりっぱな工業企業団地を作ろうという動きが最近非常に多くなつておりまして、東京都庁にこれは組合でいろいろ相談に参つておるのでございますが、これが七、八十にも上つておるわけでございます。今後はそういう中小企業者の組合に對しましていろいろ資金を融通あつせんする、こういう事例が非常に多くなると、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 そうすると、過去の例としては既製の例が一つくらいですか。——それから、今後の窓口はやはり商工中金だけでいいか、そのほかは何も考えられませんか。

○政府委員(水野孝君) 商工中金のほか、開発銀行というのが考えられるのでございまして、今後は開発銀行にも密接な連絡をとりまして、開発銀行からも相当な資金を出していただくように努力をしていきたいと考えております。

○小平芳平君 実際には希望はもっと多いんではないですか。資金の裏づけさえあればもっと希望者は殺到するであらうけれども、ちょうど適格でないからそういう例がないのか、それとも資金の裏づけがないからそういう例がわずかに一件という結果になつたのでしょうか、その点お伺いします。

○政府委員(水野孝君) 私どもは、住宅公団の実施しております工業団地造成事業の公費状況、それから県市の一部署事務組合でこれもやはり現在公募をして工場経営者に呼びかけておるわけ

でございますが、その状況を見ますと、公募の応募率と申しますか、これは非常に多いのでございまして。たとえば住宅公団のような場合におきましては、この競争率が三倍ない五倍というふうな状況になつておりまして、この資金のあつせん措置がどうも活発に動いてないから応募が少ない、こういうような現象は今までのところは見られないのでございまして、御指摘のございまして、今後は資金のあつせんとというような措置を十分に実施して参ると、こういう方向に向かつて努力する、こういう必要性は多分にあるというふうにも私も考えております。

○小平芳平君 要するに公団あるいは一部事務組合の造成する団地のほうに制約があるから、したがつてその設備資金の融資あつせんのような例は少ないわけではございませんか。——そういうことで、団地造成のほうの資金がもっと必要じゃないんですか。先ほどは資金の上からいへばまあまあ、あとは用地買収だけが問題だというふうにおっしゃつたんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(水野孝君) 私どもの考えますのは、工業団地造成のテナポがなくて、こういう関係でどうして現在まではですね。そういうようなことになつておりますので、御指摘がございまして、設備資金のあつせんというふうな段階までには現在まだ至つておらないのでございまして、今後やはり用地買収のテナポが進んで参りまして、どんどん工業団地造成事業

によるこの造成工場敷地が公募されるという段階になりますと、資金の融通あつせんというふうな措置の必要性も出てくる、こういう方面に向かつて今後われわれとしては努力しなければならぬ、こういうふうには考えておるものでございまして。

○小平芳平君 工業等の制限に関する法律のほうで、前回、工場の分散、それから学校の制限についてお伺いしたわけですが、そのときに官庁の分散については本年度から調査が始まるというふうな答えだつたわけですが、官庁の分散については本年度からのよう調査を始めて、大体どのような見当で分散が始まるか、その辺の御見当は……。

○政府委員(水野孝君) 本年度調査費が計上されましたので、この調査につきましては目下関係省庁と打ち合わせをいたしておりますが、私どもの考えておりますのは、まず移転を適當とする官庁の実態と、それから移転する場合にどの程度の規模の土地を必要とし、どの程度の建物を必要とするか、こういうこと、それから移転候補地調査というのをやるのでございまして、首都圏内の適當と思われる地域、これは関係の県からもぜひ誘致をしたいというふうな要請もいろいろございまして、そういうような点も考慮いたしまして、それから私どもの目から見まして適當な地域であるかどうか、こういうふうな見当をつけまして、大体十地区の移転候補地として選んでいきたい。その土地条件の優劣を詳細に調べる。で、そういうようなことをこの九月ごろまでに大体この調査を終わつていき

い、そして一応の結論を持ちたいというふうな考えでおります。そういうふうなことをいたしまして移転する官庁の実態、あるいは移転する場合の適正な規模というものを一方ではつかみ、それから移転候補地もよく調査いたしまして、この地域が適當かどうかというふうなことも把握いたしまして、その上で三十八年度に予算要求していきたいというふうな考えでおります。で、この三十八年度の予算要求をいたします場合に、何といひますとも必要な土地を買収する、こういうことが必要になつて参ると思ひますので、三十八年におきましては官庁都市建設のために必要な用地の買収費というふうなものを予算要求してみたい、というふうな考えで、目下のところおるわけでござい

○小平芳平君 三十八年度予算で用地の買収の予算を要求するという段階にいくためには、相当具体的に官庁をどこへというふうに見当がつかなければ、もちろんそういう要求や計画ができるわけないですが、そこまで九月ごろまでにいく見当ですか。

○政府委員(水野孝君) 九月ごろまでにはそういう見通しを持ちたいというふうな考えでおります。

○小平芳平君 その具体的な例は御説明願ひませんか。たとえばどの官庁をどこへという……。

○政府委員(水野孝君) 私どもこの官庁の集団移転につきましては、私どもの一応の基準から申しますと、官庁の職員数が三万五千人程度に上るものというふうなことを考えておまして、この三万五千人官庁職員を移転せしめるというこ

びにその他の二次産業、三次産業者がこれに随伴して人口が増大すると考えられますので、この官庁都市の総人口は十八万人ぐらゐの都市になるというふうなことを考えております。それに対して、昨年末までに関係の省庁に移転してもよろしい、こういうことの官庁の機関とその職員数はどのくらいになるかということ、これは文書で照会をいたしたのでありますが、その文書による照会に對しましての回答がございましては約四十機関、その職員数は一万一千人上つておまして、私どもは四十機関、一万一千人では不足でございまして、これを今後、先ほど申しましたようなああいうような実態調査もやり、いろいろな調査を実施いたしまして、それと並行して関係の省庁と折衝をいたしまして、この移転する官庁の数並びに職員数は増加せしめていきたい、というふうな考えております。

ただ私どもの官庁の集団移転にあたりましては、その機能上東京の既成市街地にあることを必要としない官庁でございまして、おのずからやはり限定されるのでございまして、したがって、主として試験所、研究所、あるいは中央官庁の出先機関、それから官庁職員の研修機関、そういうような、その機能上東京にあることを必要としない機関を移転をする。したがって、試験所、研究所というふうなもの、官庁の集団移転なり官庁都市建設の場合に中核をなすというふうなことを考えております。御承知のように試験所、研究所が相当東京既成市街地にございまして、試験所、研究所自体も非常に敷地が狭隘であり、それから建物

が老朽化して困つておる、あるいは各地域に分散をしているという、こういうようなことではなかなか研究成果が上らない。こういうような面もございますので、多くの試験所、研究所は官庁の移転、官庁都市を建設するという

ことに非常に賛意を表しておるものが多い現状でございます。それを私も、この試験所、研究所はこの地区だ、この試験所、研究所はBの地区にというように分散せしめるよりは、それ膨大な数でもございませんで、これはやはり一カ所にまとめ上げて官庁都市を作るといことが、公共施設の整備をいたします上におきましても非常に能率的、経済的にできる関係もございします。これがまた膨大な数になれば別でございますが、ある程度の私どもの理想案から申しますと、三万五千人というような官庁の従業員でございします。これは一カ所にまとめてそのかわりつばな都市を作り上げると、こういうような考え方に立つたほうが適當ではないかというところで、そういう方向でいろいろ目下、調査を進めていく段階でございます。

○小平芳平君 その理想案とする三万五千人を集団移転して、それを一カ所にまとめることがやはり御説明があつたように非常に理想的な形だと思ひますが、はたしてその十八万人ぐらひの都市を新しく建設するということが、首都圏の範囲内でそういうことを考えて、また首都圏の範囲内でそういうことを実現していくことが、日本の国全体として理想の姿なのかどうか、もつと首都圏の範囲以外のかどうか、まあよくいわれる富士山ろくとか、その他そういうところに移転するということが、検討の対象になつていらつしやるかどうか、その点はどうか。

が、検討の対象になつていらつしやるかどうか、その点はどうか。

○政府委員(水野孝君) 官庁の移転先でございますが、この移転先につきましては、移転をするその官庁の希望という点も十分考えないといかぬわけでございます。で、移転する官庁側の希望を内々でいろいろこれまで調査をいたしておりますが、東京の既成市街地からは移転をしてもよろしい、けれども東京との連絡が十分便利な場所を選んでもらいたい、こういう強い要望がございまして、したが、いまして、首都圏内にどうしても、移転する側の希望をとりますと限定される。しかも移転するほうの希望から申しますと、東京にできるだけ近いところに移転をしたいのだ、こういう希望が強いのでございまして、これは移転する側の気持になつてみますと、確かにその気持はわかりますけれども、まあ私もその人口分散という観点からいいますと、東京にあまり近いだけでは分散効果が上がらない、東京からできるだけ私どもとしては離れていきたい、こういうようなことで、やはり移転をする官庁側の希望も参酌し、その人口分散効果という点から考えますと、どうも首都圏内ではあるけれども、東京からある程度距離のある、そういう地域にこれを選ばざるを得ない、というように、なるのではないかと考えておるのでございます。

御例示にございました富士山ろくでございますが、富士吉田市というところが首都圏の区域内に入つておりまして、それから御承知のように、甲府とかそつちのほうも首都圏内でございますので、首都圏内と、こう申しますれば、相当な、東京から百キロあるいは百キロをこすような地帯も含まれますし、地域によりましては相当広大な土地もある、こういうようなところも含まれておりますので、まあ首都圏内でのこの官庁都市の候補地を選ぶという点で私どもは大体適當ではないか、というふうに考えている次第でございます。

○田上松衛君 ちょっと伺ひする前に、提案理由の説明の中で末尾のところでありまして、「第六は、製造工場等の敷地の譲受人の公募及び選考方法についてであります。施行者は工業団地造成事業により造成された製造工場等敷地につきまして、その譲受人を公募することとし、また施行者が譲受人を決定する場合におきましてはその次のとおり工業団地造成事業に関する法律に定める工業団地造成事業区域から工場を分散するもの優先順位に選考する等、選考にあつての優先順位を規定を設けたのであります。」、こう説明しているのがあるが、どうも読んでいてもわからないのですが、おそらくこういうことじゃないですか、工業等の制限に関する法律による、「す」はよるの間違いじゃないですか。

○政府委員(水野孝君) さようでございします。

○田上松衛君 それならよいわけでございます。それからきょういろいろ資料をいただいたのですが、ほんとうならこの資料について説明をお願いしたいと思ふのですけれども、多くの資料を田中委員から要求されたという関係で、説明を午後には延ばしておくと御配慮があるわけですか。

○委員長(大河原一孝君) そうです。

○田上松衛君 いろいろ関連がありまされども、そういうことならそういふふうにしてほしいのですが、その中で私から要求したいという「首都圏市街地開発区域における本法を適用する予定の工業団地造成事業関係附図」、これは私のほうから要求したのですから差しつかえないと思うからこれについて、すでにいただいた法律案の参考資料の十四ページ及び十五ページを参照しつつ、わかりいようにこの資料の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(水野孝君) 先般御要求のございました、この法律を施行いたしましてすぐ適用になる地域はどのような地域を考へておるかという御質問でございましたが、それに対して非常に常に見にくい資料で恐縮でございますが、資料10というところに地図をつけておるのでございまして、この地図をのぞいていただきますと、丸印をつけておられますのが本法が施行になりましたならば急いで適用していきたいというふうに考へておる地域でございます。これを下のほうから御説明して参りますと、この小田原のそばに10と書いてございまして、それが平塚茅ヶ崎地区でございます。この10につきまして適用していききたい。それからその次に、その上へ上がつて参りますと、12に青梅地区がございまして、この青梅という地区につきまして適用していききたい、それからその次に川越という地区が14、川越と狭山両市にまたがつておる工業団地でございまして、この地区に適用していききたい。それから右のほうへ参りまして15というところがございまして、土浦阿見地区でございまして、

て、この土浦で工業団地の造成事業を行なう、これに適用していききたい。それからその左の欄のところは17とございしますが、この17が古河総和村という地区でございまして、この工業団地は総和村に設けることにいたしております。この総和村の工業団地造成事業に適用していききたい。それから16が小山間々田地区でございまして、この小山の工業団地造成事業に適用していききたい。それからその左に18とございまして、それが佐野地区、それからその左の7というところがございまして、それが前橋高崎地区でございまして、前橋の地区で行なわれております工業団地造成事業に適用していききたい。それから右の上へ参りまして9番がございまして、これが水戸勝田地区でございまして、工業団地造成事業は勝田地区で行なわれております。この勝田地区に適用していききたい。それから8というのがございまして、これは宇都宮地区でございまして、宇都宮地区に適用していききたい。こういうような地区に適用していききたいと考えておりますが、これを事業施行者別にこれから御説明して参りますと、上から参りますと宇都宮地区は、栃木県と地元宇都宮市による一部事務組合が事業施行者になつております。それから水戸勝田地区の勝田でございまして、これも県市の一部事務組合が事業施行者。それから前橋地区も群馬県と前橋市の一部事務組合。それから18番の佐野地区、これは住宅公団が事業施行者。それから小山地区でございまして、これは県市の一部事務組合。それから17の総和村、これは住宅公団。それから15番目の土浦は、これは住宅公団が事業施行者、それから14番目の川越、これも

住宅公団が事業施行者、それから青梅羽村地区、これも住宅公団が事業施行者、それから10番目の平塚茅ヶ崎地区、これも住宅公団が事業施行者。以上であります。

○田上松衛君 さつき御説明になりましたが、前橋高崎は一部事務組合と言われたのですが、前の資料で見ると住宅公団が十三万坪とここに書いてあるのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(水野孝君) この前橋高崎地区は、前橋市内の工業団地造成事業は、県と市の一部事務組合で実施をしております。また用地の買収交渉中でございます。したがってこの法律ができませんと本法を適用していきたくは、それから高崎市につきましては、住宅公団がこの資料にございますように、十三万坪につきまして住宅公団が工業団地の造成事業を施行いたしておりますが、これはすでに住宅公団が用地買収済みでございます。この高崎市につきましては、この本法を適用する余地がないのであります。前橋につきましては、今現在用地買収を交渉中でございます。これを適用していきたくは、こういうことで、この本法を適用する地区につきましては御説明申し上げました関係上、高崎市の分につきましては説明を省略したわけでございます。

○田上松衛君 提案理由の説明をされるときに、三ページの二行目に出ていますね。「現在まで、すでに十六地区において工業衛星都市の建設に着手し」とあるが、まあしろうとなりに考えてみると、この十六地区のことがこの資料の十四ページに出ておるんだ、こう理解しておったわけですか。これがまあ無理のない受け取り方じゃないかと思

います。ところが今度関係附図を見ますと、十七の古河総和と十八の佐野が新たに加わっておるんです。もちろん、その次の資料の十五ページを見てみますと、この両方についてこれは三十七年度予定だと、こうしてあるんですが、ところがさつき御説明があったものでは、すでにこれがずつと、他の地区よりか、十八もある中で十地区だけがとりあえず初っぱなにかかるという中にこの二つが加わっておるわけなんです。これは途中でいろいろそういう必要性が出たんですか。それとも前の何か落っこつてしまったという関係からきたんですか。この点をひとつ……。

○政府委員(水野孝君) ごもつともなお尋ねてございまして、この古河総和村の地区と栃木の佐野地区につきましては、三十七年度予算で予算が実は認められたのでございます。そこで、三十七年度になりまして今度建設にいいよう着工しようという地区でございまして、この提案理由に書いてございまして十六地区は、現在までに建設に着手した地区を示しておりますので、したがって、総和村と佐野地区はこれを落としたのでございまして、これは三十七年度になりまして予算がつきましたので、いよいよこれを着工したいと、今後ですね、こういう地区でございまして、この法律案が公布になりますまでは着工する予定にいたしております。したがって、この資料十といましては、その地区もつけ加えさせていただいた、こういうことでございまして。

○田上松衛君 その点よく理解いたしました。そこで問題は、この法律を適用するという予定は、資料の10に示されたこれだけでとどまるんですか。さらに必要があればどんどんこれをふやしていくということなんですか。もし必要があるとなれば、まあこの場でどういふ言葉が適切かわからぬけれども、たとえば第三次予定とでもいうか、そういうようなものがあるんですか。

○政府委員(水野孝君) 三十七年度におきましては、ただいま御説明申し上げたように、古河総和地区と佐野地区とに着工する予算が認められておるのでございまして、そのほか群馬県におきまして一地区、県市の一部事務組合をやらしまして、これに起債を与えてやるといふ交渉を目下いたしております。またこの起債につきまして交渉中でございますので、この表にあげるわけには参りませんが、省略いたしましたのでございまして、三十七年度ではあと一地区程度この起債によって工業団地を造成する、こういうようなものが出てくることを考えられるのでございまして。今後、先ほども私が御説明申し上げたように、東京の工場の分散傾向のペースに合わせまして相当数をふやしていきたいと考えておりますので、三十八年度になりますと、相当の数の市街地開発地区の建設着工地区というのが計画されなくちゃならぬというふうなことを考えております。

○田上松衛君 御説明のとおり理解するということになりますと、今後審議にかけられる新産業都市建設促進法案というものと、本法とは全く同一の全然変わりのない、同じようなふうにとれるのですが、これとの関連はどういうふうになりますか。

○政府委員(水野孝君) まあ御説明するまでもございせんと思いますが、新産業都市という構想は、全国的な視野に立ちまして大きな拠点開発をやっていくと、そこで産業都市を建設しようというところで、大都市に対する人口や産業の集中を防止する、あるいは所得格差、地域格差を是正する、こういうような大きな趣旨から出発しておる、こういうような趣旨に基づいておる、新産業都市も、首都圏で現在実施しております市街地開発区域整備も、実質的にはそう大した相違はない。ただ新産業都市の場合はこの全国的な視野から見ると、大きな拠点都市を建設するのだというふうなことで、それから実質的にはやはり工業都市を建設することになるわけでございますが、この工業都市の建設の仕方が多少市街地開発区域整備と形式が違ふ。簡単に申しますと、市街地開発区域の場合におきましては、国がみずから首都圏整備計画というものを作りまして、この首都圏整備計画に基づいて建設をやっております。ところが新産業都市の場合におきましては、地元の都道府県が中心になって計画を作って国の承認を得る、まあこういうふうなことで、多少形式的な点に違いが見られるのでございまして。ただ、先ほど申しましたように全国的な視野からいたしまして大きな拠点開発をやっていく、こういうことで全国的な目で数を限定して産業都市を指定していく、あるいは建設を進めていくというふうなことになっておりますので、首都圏の場合におきましても、この新産業都市というものが指定される、この新産業都市の建設計画が推進められるというふうなことになるのでございまして、ただわれわれといたしましては、市街地開発区域整備と非常に似通ったものでございまして、この市街地開発区域整備と新産業都市との調整、これを十分はかる必要がある、そういうふうな考え方をいたしております。したがって、この新産業都市の指定なり、新産業都市の建設計画の国の承認というふうな点につきましては、この市街地開発区域制度との調整の意味合いをもちまして、首都圏整備委員会が首都圏の区域につきましては発言権を持つ、こういうふうな建前にいたしております。もつと端的に申し上げますと、せっかくこの首都圏につきましては、他の地域と違ひまして市街地開発区域制度というものがあつたのでございまして、この市街地開発区域として指定された地区から、全国的な視野から見て適当な新産業都市を選んでいく、こういうふうな建て方にしていただくようにわれわれとしては調整をしていきたいというふうなことを考えておるのでござい

ます。○田上松衛君 どうもわかつたようでもあります。まだかしなお私のお受け取り方が鈍いのかどうかはしれませんけれども、何かこうこんがらがらつてしまふのですが、もちろん新産業都市建設促進法は全国的な視野に立つて将来の工業都市というものを想定してかかるのだらう。もちろんこの法案の内容を読みこなしではないので、まことに不見識な申し上げようになつちまうのですけれども、具体的に申し上げますと、いろいろ区域の指定であるとか、基本調査であるとか、あるいはその指定の条件であるとか、建設基本方針の指

示であるとか、あるいは基礎調査の内容等、いろいろこういうものをちょっと拾い読みしてみても、どうもこれがおっしゃるとおり全国的な視野に立って、国のすべての地域について新産業都市の建設を計画していく。したがって、今こういう工合に市街地開発区域の指定をされた場所にも、さらにこれをダブって指定するといふようなことにならざるを得ないのじゃないかというふうなふうに、何だかそういうふうな感じがしてしまふわけですが、内容はほとんど一緒のものであるけれども市街地開発区域の指定をやった地域については、新しい産業都市建設促進法というものは重複して指定するとか、調査するとかいうようなことではないのだと、こういう工合に理解すればいいのですか。どうなんでしょうか。いろいろ調整もするということをお考えの点からいいますと、そうじゃないと、これはもう別個だ、これはもうはずされるのだというふうな受け取れるのですが、どうなんですか。

○政府委員(水野孝君) 私が先ほど申しました調整を首都圏整備委員会でするわけですが、この調整の仕方でごさいます、私も、現在市街地開発区域制度というものがあつて、ごさいますから、この市街地開発区域以外の地域が新産業都市に選ばれるということでは、この関係住民の方は、あるいは関係の公共団体の方は、あるいは新産業都市を指定してほし、あるいはこの市街地開発区域を指定してほしというふうなことで、非常に混淆して参るわけでごさいます。したがって私も実施しておりますこの市街地開発区域の中から、全国的

な視野に立って適当と思われる地域で、こういうものを新産業都市に指定していただく、こういうふうな考え方で調整をする。市街地開発区域以外にこの新産業都市を指定されるという調整ではなくて、市街地開発区域の中から全国的な視野に立って適当と思われる地域を——これは大抵点開発でございまして、われわれの市街地開発区域の中でも、全国的な視野に立つと新産業都市としては適当ではない、首都圏の工業衛星都市としては適当である。こういうような区域も多数あるのでございまして。したがって、その市街地開発区域の中から全国的な視野に立つて適当と思われる地域を新産業都市として指定をする。まあこういうふうな調整をしていきたいという考え方でございまして。

○田上松衛君 さつきお聞きしましたことは、今すでに指定済みのものであり、あるいは指定準備中のものもあり、あるいは指定中のものがあるのだと、しかし、三十七年度予算の関係においては今後群馬に一カ所したい、合わせて十九というところが一応はつきりしてきただけです。三十八年度以降に想定される場所というものはあるだろうという工合に伺つたわけですが、ところが、まあここで私の意見申し上げますけれども、こんなものでは足りないと思ふので、今後は要請してくる場所もたくさん出てくるに違いないと思ふ。そのときにあとに出るところの新産業都市建設法の内容を今お話に出ましたように、こつちのほうに有利とか好ましいとか好ましくないというふうな問題がいろいろ起こるだろうと思ふので、そこで住民

が、二つの案がこう出てしまった場合に、何といひますか、取捨選択に非常にまあ迷ひを来たしはしないかと思ふ、ああだこうだと不必要な問題を起こして、人間の考え方で、一方のほうはこれはいいと信するならばそのほうを促進するように一生懸命にハッパをかけるでしようし、何かしらぬ感情的にでもまずいと思へばちをつけるだろうということが、人間のやることだからきつと起こり得ると、そういう心配があると思ふのです。

そこで、お話の点では、今度のこの開発区域内においての指定された中に、この中の一方でこれというふうな御説明でしたけれども、そこが首都圏という一つの区域の中において、二つの格好のものがあつて、この町は片方のほうができる、隣のところに今度は片方の別のものがあるといううことになっていきますと、非常によい言い事といひますかね。問題をかもし出して困るのじゃないか、問題と、だからいっそ首都圏の場合はこれでいくのだと、関東地方においてもこれからはずされる分は片一方の産業都市建設促進法でいくのだ、というふうな工合式のほうが、はつきりしちまつて、そういうわずらわしい問題を起さずして、両方ともこれをどんどんとどんどんタイミングよくおくれいようにやつていくのには都合がいいのじゃないかと、しろうと考へては考えますが、そうできない何か根拠あるいは考え方というものをもう少し御説明いただきたいと思ふ。

○政府委員(水野孝君) ただいまの御意見は確かにまあ一つの御意見だと思ひますが、この新産業都市の問題につきましても、実は今御意見ございまして、首都圏については市街地開発区域制度というものがあつたのだから、新産業都市の適用区域からこれを除外する、こういうふうなことも実は新産業都市建設促進法の立法趣意におきましては、いろいろ議論されたのでございまして、この所得の地域格差の是正なり、大都市に対する人口や産業の集中防止という大きな目的のため、全国的に実施する新産業都市の場合に、関東地区だけははずされる、こういうことでは非常にほかの地域との関係から申しまして形式上適当でない。

そこで首都圏の市街地開発区域制度は尊重していく、これは現に実施してあるのでございまして、これは尊重する。こういう建前をとりつつこの全国的に行なわれる新産業都市と十分調整をとっていく、こういうような方向で新産業都市建設促進法をまとめようじゃないか。こういうようなことになりまして、先ほど申しましたように、首都圏内におきましては要するに全部市街地開発区域の網をかぶせる、この網をかぶせた中から全国的な視野に立つて、適当な地域を新産業都市に選ぶ、こういうことになれば、関係の住民なり関係の公共団体は、一応市街地開発区域として建設に着手されないう、新産業都市にはならないことになりまして、そういうような関係住民が困るというふうなことも非常に少ないのではないかと、まあこういうふうなことで、ただいま私が申しましたような調整方法をとることにいたしましたのでございまして。やはり新産業都市を全

国的に建設して、地域格差を是正したり過大都市化を防止する、こういうふうな大きなねらいがある。その際に関東地方だけが適用外になるというふうなことは、確かに今度新しい法律案を作る際には非常に不体裁でもあります、適当でない。そこで私も、先ほど申しましたような調整方法をとることによりまして、関係の住民の方が御迷惑することのないようになつていく、こういうことで新産業都市建設促進法の審議の際には、十分私も御意見申し上げまして、ただいま申し上げましたようなことに落ち着いたのでございまして。

○田上松衛君 大体にはわかつてるわけですが、最後に聞きたいことは、本法と新産業都市建設促進法との間で、著しく食い違ふ点、食い違ふところ、あまり言ひ過ぎになるかも知れませんが、少なくとも都市住民にとってまあ有利、不利の違つた点というものがあれば一、二それを教えていただきたいと思ひます。

こういうことを質問いたしますが、打ちあけておかないといかんわけですが、新産業都市建設促進法の提案理由の中に使っている言葉は、結局この必要性を述べるのに、「京浜、阪神等の既成の大工業地帯における」こういうことであるというふうなところ。そして内部に含まれるところのまあ人口過度集中はもちろんでありますが、あるいは工業用水の枯渇であるとか、地盤沈下であるとかそういうようなこと、あるいは住宅難であるとか交通難であるとか、あるいは深刻な悩み、かかるがゆえに早くこういうようなことをしなければならぬとこう説明しておるわけでは

ね。そうするとまあ言えば、法律を作る上に、なんといま言葉が悪いかもしれないが、場当たり的に重複して作られるわけですが、にもかかわらずこの立法をしなければならぬということ、しかもより早くこれを適用することが焦眉の急務であるからというその角度から見れば、これは非常にけつこうなことである。こうあるべきというところであるけれども、今度は両方比べて見ると、いろいろの疑問点があり、私も各都市から聞かれる場合の答え方があるわけなんだけれど、これと同じようなものではないけれども、住民のためにはこの点が違つておるのだというふうなことで、こまかにこれをずつと読んでいって、議会に出された膨大な参考資料等を身につけてしまえば、これは自然わかることには違ひないけれども、だんだんにわかるように表示しただけだと思ふわけですが、そのつもりで質問申し上げておるわけです。

○政府委員(水野峯君) この市街地開発区域制度と新産業都市とで実質的な相違点を申し上げますと、形式的な手続の相違点は別にいたしまして申し上げますと、この新産業都市の場合におきましては、地方税を地元の地方公共団体が減免をいたしました場合に、それを交付税交付措置の場合におきまして補てんしてやる。こういうような特典がございます。この市街地開発区域制度の場合におきましてはそういう特典がない。それからそのかわりと申しましてはなんでもございますが、市街地開発区域制度の場合におきましては、このたび提案いたしました改正案が通過をいたしますれば、工業団地造成に

対して土地収用等の権限が付与される。その結果工業団地造成の取得の場合におきましての譲渡所得税が軽減される、こういう措置がとられる。それからこの新産業都市の場合におきましても、市街地開発区域の場合におきましても立地条件整備のために、いろいろな重要施設の整備計画を、これは名称はそれぞれこの法律によつて違ひますけれども、実質上は立地条件整備のための整備計画というものが作られるわけでございますが、この整備計画は、新産業都市の場合におきましては経済企画庁が中心になつてこれをまとめあげていく。それからこの市街地開発区域の場合におきましては、首都圏整備委員会がこれをまとめるといふようなことになるわけでございますが、そこでこの新産業都市の場合におきましては、この立地条件整備にあたりまして、この全国的な視野から非常に地域をしばつてこの新産業都市に指定をされ、それを国の総力をあげてこれが整備に努めるというふうなことになる。参りますので、国全体からする立地条件整備の考え方、ウェートの置き方、そういうものがやはり今後違つてくるのではないかと、これは運用面になりますけれども、そういうふうにか考へております。

○田上松衛君 きょうはこの程度にしておきます。

○委員長(大河原一孝君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記をつけ。

○米田正文君 首都圏整備法で基本計画ができておるわけですね。この基本

計画で首都圏の人口の配置とか、産業の配置とかいふ基本がきまつておるわけですね。だからその基本に従つて既成市街地の規制なり、あるいは工業団地の地帯の造成なりそういうものをしていく。これは基本的な問題だと思ふのですが、その基本がだいたい変わつてきておる。最近の情勢によると相当変わつてきておる。そこで私が質問しようとする結論は、今度国土総合開発法による全国計画というものができるときの機会に、今の首都圏の基本計画というものを、実際に合う、という語弊があるかもしれないが今日の現状に合う計画に、この際変える必要がある。そういう意味では私はお尋ねをするので、すけれども、今の基本計画では既成市街地の適正収容人口といふものを千六百六十万と首都圏ではきめておられます。そのうち東京都の区部と三多摩、武蔵野を入れてだと思ふんですが、それが八百八十五万と、こう見ておるのです。見ておるといふか計画を当初しておる。そこで、まず既成市街地の人口を取り上げていいますと、三十五年の国勢調査でもこの部分だけ八百八十五万に對して八百五十三万、もう三十五年に對して八百五十三万、もうそれが違ひがあると思ふんですが、まずそれを一つ。

○政府委員(水野峯君) 東京都の区部人口は八百四十万弱になつておりますが、この私どもの東京の二十三区、区部の既成市街地の適正収容人口は八百六十万人、こういたしておりますが、これは二十三区全体が既成市街地ではございまして、二十三区の中で御承知のように周辺部に建設率一割といふところの緑地帯というのがござい

が、この緑地帯を除いたところが東京の区部の既成市街地でございまして、その適正収容人口が八百六十万人でございまして、したがつて緑地帯の人口をこれに加算いたしますと区部全体の人口になるわけでございますが、そういうことで緑地帯の人口も加算いたしますと、昭和五十年におきまして九百十万人といふのが私どもの適正収容人口の考え方でございます。

○米田正文君 それで、その二十三区と、今の緑地帯は入れても入れぬでも計算はどちらでもいいのですが、緑地帯を除いて八百六十万として、そのほかに今、三鷹と武蔵野を入れると八百八十五万といふわけですね。それに対して三十五年の国勢調査では、三鷹、武蔵野を入れると八百五十三万とあなたの方の資料でなつておるのとは間違ひありませんか。

○政府委員(水野峯君) 間違ひありません。

○米田正文君 そうすれば、その差は三十二万あるわけですね、約です。そうするとその後三十六年、三十七年とたつてきて、もうすでにこの数字をオーバーしておる、昭和五十年を目標に置いた計画自体が、私はもうすでに今日その数字をオーバーしておるのじゃないかと思ふが、どうですか。

○政府委員(水野峯君) この八百八十五万という数字でございまして、これに對しまして八百五十三万といふやうな人口になつておりますが、これはもつと正確に申しますと、八百八十五万と八百五十三万といふ数字とは比較する区域が異なりますので、比較にならないわけでございます。したがつ

て、区域を合致させてこれを直す必要があるわけでございますが、そういうふうな区域を合致させて直しますと、この八百八十五万といふものが九百四十数万になると思ひます。したがいまして三十五年の国勢調査なり現在におきまして、私どもの適正収容人口を現在の居住人口がオーバーしておる、超過しておるといふことはないのでございしますが、私どもの適正収容人口に非常に迫つておる、こういうことはもう御指摘のとおりでございます。

そこで、私どもの適正収容人口を算定いたしました際に、これは将来の適正な建築形態といふものを各地区別に想定をいたしまして、この適正収容人口を算定しておるのでございしますが、その際におきまして私どもが用ひましたこの計算方法の細部の問題でございしますが、多少修正を要することが出て参つております。それからまた東京の二十三区に属する埋立地につきまして、この基本計画を作りました際に、ちやうど去る三十一年でございまして、その後港灣施設を強力に整備しなければいかぬといふことで、埋立面積も相当ふえて参りましたので、そういうような観点から考へまして、この適正収容人口を再検討する必要があるというところで目下検討中でございます。現在、私の私どもで今検討中の数字を申し上げますと、先ほど申しました緑地帯を入れますと区部人口が九百四十万でございますが、この九百四十万を九百六十万程度に、五十万くらいふやしていきたい、ふやすのが適當である、こういうやうな案をもちまして目下関係方面と相談をしておるといふところでござい

○米田正文君 それで、今数字を語めてみているのだが、東京都区部の取り方で八百八十五万というのは九百四十万になるという話ですが、それはそれでしょうが、そうすると九百四十万に対応する現在の数量は幾らですか。今の—今のというのは一番最近のやつはどうですか。

○政府委員(水野孝君) ただいま資料を持ち合せておりませんので、後刻提出させていただきますと思います。

○米田正文君 それで数字はあとでもありますが、おそらく幾らもこれは余裕がないと思うのです。だからこの計画からいへばもう二十三区には今後絶対に入れぬということにしても、もう自然増等はこれはやむを得ないのだから、そうするとこれはどうしてもオーパーしてくる。今度多少修正するといふのだが、これは計画の修正をするといつても限度があると思うのです。今の区部にそう今後入れられるというような計画はそうできないと思ふのです。また入れるべきでもないと思ふのです。そうしなければもう今後既成市街地の区部には入れないという原則までいかなないと、なかなかむずかしい問題だ。そこでそれが人口流入の規制をしようとする、工場、学校等の制限の問題の基本的考え方だけれども、少しぬるいのじゃないか。千平米、千五百平米というような程度に下げるのでは少し生ぬるいのじゃないか。実情を私はあまり知らないのですが、実情的に見ると、やむを得ないところもあるかもしれないけれども、どうも少し生ぬるいじゃないかという感じを私は受けるのです。だから次の問題としてもっとひとつ徹底的な考え方に立つてもらいたい

い、それが一点です。それから既成市街地外の人口については、これも基本計画では千五百万と見ておられるですね。それでこれが現在幾らになっておられるのですか、現在人口。○政府委員(水野孝君) 今手持ちがございませんで、後刻提出させていただきます。

○米田正文君 これもいすれにしましても、五十年を目標とする数字であるから、これは多少私は余裕があると思うのですが、それを十年計画では百万人収容能力程度のものを開発しようという計画でしたね。それも私はどうも少しテンポがぬるくて、実際に合わないのじゃないかという感じで見ておるのですが、今度の工業地帯の造成をやるといふのが、よほど私どもももっと徹底的にやらぬと間に合わないのじゃないか、あなた方は今基本計画というものをちゃんと立ててそれでやりまうという宣言をしておるが、それに実際に合致ぬことをやっているのじゃないか。どうも現状に押し流されておるのじゃないかという私は感じを持つ。そういう徹底した方針をやらぬものだから、東京湾を埋め立ててしまえとか、あるいは房総半島に首都を移せとかあるいは富士山ろくにいけとか、いろんな民間の意見が出てきておる。それに対して政府はまだ聞かぬようなふりをしておる。これも民間からそういう声が上がっているのは、今日のこの東京の現状を何とかしなければいかぬという考えから出てきているので、それも私は一つの構想だと思ふのです。だからそれらについても政府としても全国計画あるいは首都圏計画なりで、また学園は別に作ろうとか、

あるいは立法、行政の機関は他に移そうとかいう構想がほのかに出てきている程度だと思ふのですよ。この問題も今の程度ではもうおくられている。私はこれは首都圏整備委員会の責任だと思ふのです。そういう点でもっと徹底した施策をやる必要があるというところで、まあこまかくそれ以上申し上げませんが、それで一、二点お伺いします。○政府委員(水野孝君) 工業団地造成事業の一部改正の中で、この事業をやる施行者の問題について、これは都県それから事務組合または日本住宅公団が施行者になるというふうなあります。公共団体としての市町村がやる能力のあるところがある。それからそれにやらせるほうが現地の実情に精通をしておる。それからかりに土地の買収等にしても人と人とのつながりが密接にできておるといふような利点もある。私は市町村にもやらせるべきじゃないかと思ふが、市町村にやらせないようになっておるのはいささか理由がある。まあそれは事務組合でやるというのがあるからそれでやるというのかもしれないが、何も事務組合を作る必要はなくして、単独に公共団体がやれると思ふが、やれるものをやらせないようにしている理由をひとつお聞きしたい。

○政府委員(水野孝君) この工業団地造成事業の施行者に市町村を入れるかどうかというのは、実はこの立案当時におきまして非常に議論されたところでございますが、この工業団地の造成事業は御承知のように大規模な団地になりますので、この工業団地造成事業を実施するといふようなことになりまして、相当の財政負担というものが出たて参りますし、それから大団地である

だけに施行技術の問題もございまして、市町村には中になかなか十分な技術者もいる、財政負担能力も十分あるというような市町村が中にはございしますが、おしなべて市町村の現状を見ますと、これはことに首都圏の周辺地域にある市町村でございしますので、なかなか財政負担能力、施行技術等の点からいまして、全部の市町村を事業施行者にする、こういうようなこととはいかげんのものであらうかというので、それは地元の都県と市町村とで共同して一部事務組合を作ったというふうな体制にいたしました。ところが現在の情勢下におきましては適当である、こういうふうな考えなのでございまして、ただいま米田先生の御意見ももっともな点もございまして、将来市町村の実情も十分勘案いたしまして、将来の問題といたしましては検討をいたしたい。またいささか存じておりますが、現在の情勢下におきましては、地元の都県と共同して一部事務組合を作ったというふうな、こういう体制が必要であるというふうな考える次第でございします。

○米田正文君 それで私は全部市町村にやらせるという制度にするという意味で言っておるのではなくて、市町村でやる実力のあるものにはやらせるといふ制度にしておくべきだ。今ここに書いてある三者の施行者というのは、それはけっこうだと思ふのだけれども、しかし公共団体で非常に実力のあるものについては、制度としてやらせるようにしておくべきではないかという点を申し上げて御検討をお願いいたします。

それから日本住宅公団の問題ですが、日本住宅公団が今すでに宅地開発をやっておる。それはいいんですが、大体日本住宅公団というのは、あの法案を作るときには住宅を建てるのが主目的でできた公団なんですよ。それにこの重要な工業団地の造成を、しかも大規模な団地をやらせるということでは非常に負担がかかり過ぎておるのではないかと。今後非常に団地造成をやっていくというときに、極端に言えば、住宅公団の片手間に事業をやらせるということに私は非常に疑問がある。これは徹底的に事業を進めるためには、こういうようなものを専心やる公団のようなものを——公団でもいいし、ほかの機構でもいいんですけど、そういうものをやるべき時期にきておる、こう思ふのですよ。住宅公団が当初やっておったように、小規模なものならばいいのですが、だんだん大きくなってくる。そういうものをもう住宅公団にやらせる時期ではない、こう思ふのですが、それについての首都圏の考え方どうですか。

○政府委員(水野孝君) ただいまの御意見はごもっともでございまして、私どもは工業衛星都市を専門で町作りをする特別の公共的な機関、公団等の機関が設立され、そしてその公共的な機関の手によって、一元的に工業衛星都市の町作りが行なわれる、こういう必要性がもうだんだん生じておる、こういうふうな私どもも考えております。実は前々からそういうような目的をもちまして首都圏衛星都市建設公団というふうなものを、ぜひ作りたいというふうなことを考えておったのでございしますが、予算の面におきましてなかなか新設が

○米田正文君　これは首都圏整備委員

にも立法例が多数ございまして、昨年制定をみました公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律におきましても、あるいは土地區画整理法におきましても、それから都市計画法 Yourself 自体におきましても、こういうような先例がございまして、補償措置を要せずしてこういう制限ができるということになってるのでございますが、現実問題としてそういう補償措置をしないでは、はたして実効が上がるのかどううか、こういうお尋ねでございますが、これは建築行為等の制限措置が非常に長期にわたるというようなことになりますと、實際問題としてはなかなか補償措置が相伴いませんと、私はこの実行が困難であるというようなことが予想されるのでございますが、この場合は、都市計画事業決定をいたしますと、すぐ全面賠償をするということと、事業が実施されますので、建築行為等の制限措置が行なわれる期間というもの、きわめて短期間でございしますので、そういう補償措置を講じませんでも、この実効は上がるというように考えておるのでございます。

○米田正文君 この問題はよくひとつ検討を願っております。

考えをもっておられますか。

係各省に非常に尊重されて、関係各省がその整備計画にのっとって、誠心誠意大いに努力して実施を促進していただく、こういうことが現実問題として、は何といっても必要でございまして、その間私どももいたしましては、実施する関係各省市と緊密な連携をとるのことはもちろんでございしますが、それと同時にやはり制度的にも計画と実施との間で相互間にそこがない、こういうような仕組みをやはり考えることが必要であるというように考えております。現在のところは国土総合開発で調整費というのが御承知のようにございまして、あの調整費を首都圏の市街地開発区域の場合にも使用いたしまして、工業衛星都市の建設にあたりまして、非常に遅延しているような公共的な事業につきましてこの調整費を充当する、こういうことで現在非常に成果を上げている事業がございします。たとえばこの工業団地造成いたしますと、道路、街路ももちろん大事でございしますけれども、何といまして工業排水路を建設するということがこれはもう絶対に必要な条件なんでございますが、この工業排水路が従来の普通の補助金で参りますと、もう千年以上もかかるというふうなことになりますので、二

えておるのでございます。

○米田正文君　いや私の最後の結論もその辺なんですが、先ほど用地開闢公園というような仮称のものを申し上げたが、まあ名前はどうでもいいが、そういうものを総合的に実施できる、強力な機関をこしらえる必要がある。まあ首都圏整備委員会としては、これはもうどうしたって限度があつて企画官庁としての行政委員会ですから、まあそれは実施機関にまで出ていくわけにはいかぬ性格のものでですから、だから、実施機関としては、そういう現地の建設を一手に引き受けて総合的にやれると、そうしてそれを各省と連絡を

とりながら予算を獲得していくような一本化された体制のものが必要ではないかと、まあ私は前回は用地公園であるが、都市建設公園であろうが、あるいは首都圏なんとかであろうが、それはかまいませんけれども、そういうものが必要に迫られておる。そういうことをひとつ早急に決定をする必要があると、これも首都圏整備委員会だけに言うのも無理かしらぬが、そういうことはやはり首都圏整備委員会がリーダーシップをとってやるべき問題だと私は思います。

まあその他問題ありますが、おそくなりましたからきょうはこれでやめておきます。

○委員長(大河原一孝) それでは一時五十分まで休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

国土調査促進特別措置法案(衆)

国土調査促進特別措置法案

国土調査促進特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「国土調査事業」とは、次の各号に掲げる調査の事業をいう。

一 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第二項に規定する地籍調査の基礎とするために行なう基準点の測量及び土地分類調査の基準の設定のための調査に係る基本調査で、国の機関が行なうもの

二 国土調査法第二条第三項に規定する土地分類調査又は同条第五項に規定する地籍調査で、地方公共団体又は土地改良区が行なうもの

(国土調査事業十箇年計画)

第三条 内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見をきいて、国土の総合的な開発、低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、昭和三十八年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画(以下「国土調査事業十箇年計画」という)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 国土調査事業十箇年計画には、前条第二号に規定する土地分類調査については、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する同条第一号に規定する基本調査又は同条第二号に規定する地籍調査と相まって特に緊急に実施することを必要とするものに限り、定めるものとする。

3 国土調査事業十箇年計画には、政令で定めるところにより、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(国土調査法の適用)

第四条 国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する国土調査事業については、この法律に定めるものを除くほか、国土調査法の規定の適用があるものとする。この場合において、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する第二条第二号に規定する地籍調査に関しては、同法第六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第 号)第三条第五項」と、「特定計画」とあるのは「国土調査事業十箇年計画」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る国土調査法の規定を適用する。

第五条 政府は、国土調査事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(特定計画に関する規定の不適用)

2 国土調査法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後この法律

の存続する間、適用しない。

3 昭和三十八年四月一日前に国土調査法第六条の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査については、同法第六条の三、第六条の四及び第九条の二の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定は、同年四月一日以後は、適用しない。

4 (総理府設置法の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開発審議会の項中「及び国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)」を、「国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

5 (経済企画庁設置法の一部改正)
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ロを次のように改める。

ロ 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第 号)

6 (国土総合開発法の一部改正)
国土総合開発法(昭和二十五年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)」を、「国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第 号)に改める。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

(地方財政法の一部改正)
第十條第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は国土調査事業十箇年計画」を加える。

四月十三日左の議案は撤回された。

一、国土調査促進特別措置法案(衆第二七号)

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、都市計画に基づく東京都昭和通り横断道路廃止変更に関する請願(第一二、六八二号)

一、国民のための公共事業実施に関する請願(第二、八〇三号)(第二、八〇四号)

第二六八二号 昭和三十七年三月三十日受理
都市計画に基づく東京都昭和通り横断道路廃止変更に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東六ノ二 新保茂吉外七名
紹介議員 安井 謙君
現在進行中の昭和通り地下鉄工事に伴う付帯駐車場施設のため、現存の道路五箇所が廃止されようとしているが、都本道路は大正十二年の大震災直後、都

市計画整理によって作られた重要幹線道路であり、いずれも昭和通りを横断して銀座通りに結ぶもので、本道路の廃止は直ちに関係地区の発展を阻止するほか、通学、消防、急患医療等の観点からも黙視し得ない問題であるから、中央区銀座東一丁目から銀座一丁目に至る横断道路は、同二丁目から八丁目に至る四本の横断道路を現在のまま存置せられたいとの請願。

第二八〇三号 昭和三十七年四月四日受理

国民のための公共事業実施に関する請願

講願者 秋田市上中城町一〇

名伊藤威外七十

紹介議員 野坂 参三君

独占資本本位の公共投資政策をやめ、真に国民のための公共事業を実施するよう、(一)河川砂防に重点をおいた完全なる治山治水計画の立案と早期実施、(二)地元民の要求に基づき、水没住民との友好的話しあいによる治水計画に合致した多目的ダム建設、(三)地方分担金なしの全額国庫負担による一箇年以内の科学的かつ完全に改良された災害復旧工事、(四)独占資本本位の特殊高速道路の建設よりも国民のための地方道建設、(五)土地所有者、土地利用者の立場に立った完全なる生活保障方式の採用による土地収用、(六)民間建設をたよりにしない国家による低家賃住宅の早期建設、(七)農市民を犠牲にし、独占資本奉仕の水資源開発公団設立反対、(八)国民を取奪、弾圧しようとする災害対策基本法改悪反対、(九)国民のための公共事業の実施と事業量に見合った人員計画、(十)建設労

働者に首切りをもたらす請負化反対、等の要求にそつて善処せられたいとの請願。

第二〇八四号 昭和三十七年四月四日受理

国民のための公共事業実施に関する請願

請願者 秋田市上中城町一〇

保坂次男外三百九十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二八〇三号と同じである。